

令和6事業年度

自 令和6年 4月 1日
至 令和7年 3月31日

第20期

事業計画(変更)

中日本高速道路株式会社

I. 高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法（以下、「会社法」という。）第10条に基づき、高速道路株式会社（以下、「会社」という。）が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、高速道路会社法施行規則第11条第1項で規定されているとおり、資金計画書及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該事業年度の資金計画書及び収支予算書も添付する。

令和6事業年度の事業計画については、事業全体としては総額約13,665億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は約12,696億円の事業費を予定している。資金計画については、合計約10,943億円の資金を借入金などで調達する予定である。収支予算については、当期純利益としては約10億円発生する見込みである。

なお、事業の実施に当たっては、新たな知見を踏まえた高速道路の効率的な維持管理を図るとともに、高速道路の維持管理のあり方や将来像、高速道路を持続的に利用する枠組み等の議論を踏まえ、実現可能な取組から順次適切に実施するなど、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）の中期計画を踏まえ、国及び機構と連携するものとする。

Ⅱ. 事業計画

1. 高速道路事業に係る事業計画

令和6事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧その他の管理で構成される。

高速道路の新設、改築については、事業が進捗している道路や大都市圏ネットワークを形成する道路の整備を重点的に、信頼性の高い高速道路ネットワークを構築し、安全・安心・快適な高速道路を提供するため、約4,606億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと約4,318億円）を予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、約5,877億円の事業費を予定している。また、長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模更新及び大規模修繕を実施するため、約2,213億円の事業費を予定している。

なお、他の会社の事業範囲における高速道路の新設、改築及び維持、修繕、災害復旧等に関する事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る令和6事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円		
事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設、改築	第二東海自動車道など計4道路81kmの新設、 中央自動車道など計9道路48kmの改築	4,606
高速道路の維持、修繕、災害 復旧その他の管理	中央自動車道など計15道路2,183kmの維持、 修繕、災害復旧その他の管理	5,877
	中央自動車道など計14道路589kmの大規模 更新及び大規模修繕	2,213
会社法第5条第2項に規定 された以外的高速道路にお ける新設、改築		—
会社法第5条第2項に規定 された以外的高速道路にお ける維持、修繕、災害復旧等		—
合計A（高速道路事業）		12,696

2. 高速道路事業以外の事業に係る事業計画

令和6事業年度における高速道路事業以外の事業については、高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理に関しては、高速道路の供用に伴う新規のサービスエリア等の建設及び利用者への適正なサービスを実施するために必要な既存サービスエリア等の管理を行うために、事業費約150億円を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等に関しては、高速道路事業に関連する他の道路事業等の委託事業を着実に実施するため、約800億円の受託事業費を予定している。

その他の事業に関しては、トラックターミナル事業、道路占用施設活用事業、物販事業、コンサルティング事業、旅行業、会員カードサービス及び新たな事業を展開するために、約19億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の事業に係る令和6事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	第二東海自動車道横浜名古屋線秦野丹沢サービスエリアなど計4箇所の建設 中央自動車道談合坂サービスエリアなど計205箇所のサービスエリア・パーキングエリアの管理	150
国、地方公共団体等の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕等（※1）	「関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業に伴う工事等の施行に関する細細目協定」に基づく受託工事ほか	800
会社法第5条第2項に規定された以外的高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理		—
その他の事業（※2）	トラックターミナル事業、道路占用施設活用事業、コンサルティング事業、旅行業、会員カードサービス事業ほか	19
合計B （高速道路事業以外）		969

合計（A+B）（全事業）	13,665
--------------	--------

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※1 この中には、会社法第5条第5項に基づく、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づき行う高速道路事業に関連する事業（所要資金102億円）を含む。

※2 この中には、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第10条第1項に基づく海外道路調査等事業等（所要資金5億円）を含む。

■資金計画書

令和6事業年度の資金計画は下記のとおりである。

単位：億円

科目	合計	金額	
		高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
(営業的収入)			
高速道路事業営業収入	7,128	7,128	
関連事業営業収入	584		584
S A ・ P A 事業収入	155		155
その他の事業収入	13		13
受託事業収入	415		415
営業外収入	-	-	-
(資本的収入)			
社債・借入金	10,943	10,498 (10,498)	445
機構からの無利子借入金	17	17 (17)	
社債	9,000	9,000 (9,000)	
民間借入金	1,925	1,480 (1,480)	445
前期繰越金	1,397	884 (260)	513
合計	20,051	18,510 (10,757)	1,541
支出の部			
(営業的支出)			
高速道路管理費	1,746	1,746	
道路維持管理費	992	992	
道路業務管理費	472	472	
一般管理費等	283	283	
道路資産賃借料	4,994	4,994	
関連事業管理費	913		913
S A ・ P A 事業管理費	102		102
その他の事業管理費	11		11
受託事業営業費	800		800
(資本的支出)			
高速道路新設・改築費	4,606	4,606 (4,580)	
新設・改築費	4,318	4,318 (4,292)	
一般管理費	186	186 (186)	
支払利息等	102	102 (102)	
高速道路修繕費	4,131	4,131 (3,705)	
修繕費	3,717	3,717 (3,326)	
一般管理費	366	366 (331)	
支払利息等	47	47 (47)	
特定更新等工事費（修繕）	2,213	2,213 (2,213)	
修繕費	2,127	2,127 (2,127)	
一般管理費	57	57 (57)	
支払利息等	28	28 (28)	
関連事業建設費	56		56
S A ・ P A 事業建設費	48		48
その他の事業建設費	9		9
社債等償還金	-	-	-
次期繰越金	1,392	820 (260)	572
合計	20,051	18,510 (10,757)	1,541

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※高速道路事業欄の括弧書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画である。

※上記計数は、消費税を含む。

■収支予算書

令和6事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

単位：億円

科目	合計	金額	
		高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	14,132	14,132	
(1) 料金収入	6,480	6,480	
(2) その他収入	7,653	7,653	
・道路資産完成高	7,653	7,653	
2. 営業費用	14,111	14,111	
(1) 道路資産賃借料	4,603	4,603	
(2) 道路資産完成原価	7,653	7,653	
(3) 管理費用	1,856	1,856	
・維持修繕費	901	901	
・管理業務費	437	437	
・一般管理費	230	230	
・租税公課	27	27	
・減価償却費	261	261	
高速道路事業営業利益	21	21	
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	884		884
(1) S A・P A事業収入	141		141
(2) その他の事業収入	12		12
(3) 受託事業収入	732		732
2. 営業費用	870		870
(1) S A・P A事業費	128		128
(2) その他の事業費	11		11
(3) 受託事業費	732		732
関連事業営業利益	15		15
全事業営業利益	36	21	15
III. 営業外収益	-	-	-
IV. 営業外費用	21	21	-
経常利益	15	-	15
V. 特別利益	-	-	-
VI. 特別損失	-	-	-
税引前当期純利益	15	-	15
法人税、住民税及び事業税	4	-	4
法人税等調整額	-	-	-
当期純利益	10	-	10

※端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※上記計数は、中日本高速道路(株)単体の収支予算である。

※上記計数は、消費税を含まない。